

加東市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画進捗状況

基本理念 地域で支え合い笑顔かがやく元気な加東

政策目標 生きがいをもって安心して住み続けられる地域づくり

令和5年7月4日

①元気な高齢者を増やすために（介護予防と高齢者の生きがいづくりの推進）

基本目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価	
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)	○△×	
① 元気な高齢者を増やすために	1-1	1 高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりの推進 (P67)	○介護予防・日常生活支援総合事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 現在の通いの場が継続するよう専門職による支援と、虚弱な方等の誰もが参加し、フレイル対策につながる取組が課題。 ふまねっと教室では、参加者を地域の通いの場へつなげることが課題。 介護給付費では、訪問リハビリテーションが計画値より高い現状にあるため、窓口相談や通いの場等で専門職による支援が必要である。 要支援1では循環器系の疾患、要支援2では骨格系及び結合組織の疾患、要介護では認知症が原因疾患として多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の通いの場が継続できる支援が必要。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」として、高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう、データを一体的に分析し、フレイル予防の取組の効果的な持続を目指す。リハビリ専門職による関わりにより、身体機能低下のある方等に機能改善に向けたリハビリを行うことで、再び高齢者が通いの場に参加できるような支援が必要。 アウトリーチ支援として不参加の方を把握し、短期集中予防サービス（サービスC）や生活支援体制整備事業、地域ケア会議との連携を深め、PDCAサイクルに沿った事業を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> まちかど体操教室では、新型コロナウイルスの影響やグループによっては参加者減少が課題であり、今後更に新規立ち上げの啓発と継続支援が必要である。 フレイル対策として理学療法士や歯科衛生士によるフレイル予防指導を実施した。 運動・口腔・栄養機能低下の方は、リハビリ専門職等による個別支援により、機能改善に向けた取組が実施できた。 今後事業継続のため引き続き介護予防サポーター・ふまねっとサポーター等の養成と活動支援を継続する必要がある。 	△
		○高齢者の社会参加の促進と生きがい対策事業の充実（シニアクラブ・高齢者大学・敬老事業）	<ul style="list-style-type: none"> シニアクラブ（老人クラブ）数や会員数は減少傾向にあるため、平成30年度から小規模シニアクラブ（老人クラブ）の補助金助成を市単独で実施。 生きがいの有無について、生きがいがある人が70.8%で平成28年度より減少。 地域住民有志による活動への参加意向は、「参加者」として参加意向のある人は約6割、「企画運営」として参加意向のある人は32.5%。 敬老事業への平均参加率は約30%程度に減少 	<ul style="list-style-type: none"> シニアクラブ（老人クラブ）、小規模シニアクラブ（小規模老人クラブ）の活動継続への支援 高齢者大学卒業生に対する地域での活動支援 敬老事業の継続に対する活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> シニアクラブでは役員の後継者がなく年々会員数も減少の傾向であるが、小規模クラブへの対応や相談に応じ活動支援を行った。 介護予防・生活支援サポーターの養成や令和5年度から開始予定の加東シニアいきいきポイント事業につなぐことで、生きがいのある人が増加するよう支援する。 生きがいの有無について、令和元年度70.8%から令和4年度74.5%に増加した。 地域住民有志による活動への参加意向は、「参加者」として参加意向のある人は令和元年度59.1%から令和4年度46.8%に、「企画運営」として参加意向のある人は令和元年度32.5%から令和4年度27.7%に減少した。 	△	
	1-2	2 高齢者を支える人材と活躍の場の充実 (P77)	○地域の介護予防生活支援を担う人材育成	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の知識、経験や能力を活かした就労や社会参加、ボランティア活動を支援する必要がある。 生活支援サポーターの活動回数が減少しており、養成講座について受講しやすい体制を整える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の自主性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組を進める。 生活支援サポーターについては、出前講座の実施、活動のない協会員への啓発等活動できる登録会員を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 介護ファミリーサポートセンターとして社会福祉協議会へ活動を委託。活動可能状況を把握し新規等の調整をできるだけスムーズに行えるよう努めている。 	△

①元気な高齢者を増やすために（介護予防と高齢者の生きがいづくりの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 （次年課題と方向性等）	○△×
		○就業・事業の立ち上げ・ボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動や事業の立ち上げについて情報提供を行う。 ・シルバー人材センター事業を通じて、高齢者の就業を支援する一方、ボランティアや地域活動への参加を促進し、地域社会で活躍できる機会を提供する。 ・ボランティアポイント制度に関する情報収集を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の活動内容を把握し、働く場の紹介や利用につなげる。また、会員に対してフレイル対策について啓発し、継続して活動できるように支援する。 ・ボランティアポイント制度を導入するにあたり、令和5年度からの実施に向けて、令和4年度までに対象者や受け入れ施設との調整など導入に向けての準備を行います。また高齢者の生きがいや介護予防の意識向上へつながる取組となるよう体制を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい仕事は新しい会員に依頼するというマッチングの工夫等によりシルバー人材センターの会員数が増加した。 ・加東シニアいきいきポイント事業を導入し、高齢者の生きがいや介護予防の意識向上へつながる体制を整える。 	○

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価	
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)		
② 高齢者を地域で支える仕組みづくり	2-1	1 包括的な地域ケア体制の充実 (P82)	○地域包括支援センターの機能強化 ・今後の高齢化の進展等に伴い増加するニーズに適切に対応するため、機能や体制の強化を図る必要がある。	・地域包括支援センターの現状と課題を適切に把握するとともに、業務内容に応じた必要な人員体制を検討しその確保に取り組む。 ・地域における相談支援の機能強化 ・事業の実施評価を行い、質の向上を図ると共に、各種施策や体制に反映できる仕組みとする。	・地域包括支援センターに配置を義務付けられている3職種（特に主任介護支援専門員）の計画的な配置、育成が課題である。 ・地域における相談支援として、民生委員・児童委員やランチ、居宅介護支援事業所等の関係機関との連携強化に努めた。 ・全国統一の評価指標を活用して地域包括支援センター機能の自己評価を実施し、地域包括支援センター運営協議会で検討した。	×	
		○属性を問わない相談支援の充実	・これまでの包括的支援業務に加えて、障害者や子ども、生活困窮者への支援を含む地域の包括的な相談窓口体制の整備が求められている。 ・相談も複雑化・複合化している。	・個別課題を横断的、包括的に受け止め、属性を問わない相談支援の継続。 ・必要な支援につながっていない高齢者や支援が途絶えている高齢者を把握し、参加支援につなげる。	・重層的支援体制整備事業を実施し、相談者が抱える複合化複雑化した課題について、関係者で共有し、チームでの円滑な支援に取り組んだ。 ・福祉票を基に電話等によるアウトリーチを定期的実施した。 ・地域の通いの場等の居場所や社会参加につなぐことを意識して継続的に関わる支援が必要である。	○ ○ ×	
		○地域ケア会議の充実	・抽出された地域課題の解決に向けて、ネットワークの構築や地域づくり、地域資源の開発が必要	・高齢者個人に対する自立支援の充実と地域の関係者の連携を強化する。 ・個別ケース課題の分析から地域に共通する課題を発見し、関係機関や他課との役割分担、対策の協議を重ねながら、住民ニーズに合ったサービスの基盤整備につなげる。	・検討が活発に行えるよう環境を整えると共に、実践結果をモニタリングとして報告する仕組みとした。 ・個別ケース課題の分析から地域に共通する課題（ごみ出し支援）について、関係機関や他課との役割分担、対策の協議を重ねながら、事業化に向けて準備を行っていくことになった。	○ ○	
	2-2	2 家族介護者に対する支援の充実 (P84)	○家族介護が継続できるための施策の推進	・身近な地域で気軽に相談ができる体制整備 ・介護と両立しながら仕事を続けられるための環境整備 ・適切な介護知識や技術の習得 ・介護者自身が心身のリフレッシュを図る	・相談窓口の開設時間延長の継続実施 ・介護保険制度の啓発や企業等への介護のための働き方の調整に関する啓発 ・家族介護用品支給事業の継続実施 ・家族介護者相互の交流の場の提供	・週1回相談窓口の開設時間を夜間に延長し、利便性を図った。 ・企業に対する介護離職防止のための啓発方法について、関係課との調整・連携が課題である。 ・家族介護用品支給事業は継続して実施した。 ・介護者のつどいの開催支援や、対象者への案内を実施した。	○ ×
				○認知症ケアネットと相談支援体制の推進	・認知症かもしれない本人だけでなく、家族の負担を軽減し不安を解消できるよう、早期に相談し支援を受ける必要がある。	・身近な相談窓口として、認知症相談センターを住民に周知する ・認知症ケアネットを相談の場面で活用し、介護者の不安や負担を軽減できるよう努める	・加東ケーブルビジョンや広報、機関誌等で認知症相談センターの周知を行った。 ・認知症ケアネット（地域資源マップ）の情報を更新し、相談支援の場で活用した。

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価 ○△×	
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)		
	2-3	○認知症の早期発見・早期支援の取組（物忘れ相談プログラム・認知症初期集中支援事業）	<ul style="list-style-type: none"> 認知症予防や早期発見・早期受診の重要性の啓発 介護や医療サイドからの専門性の高い個別援助が必要なケースに対する認知症初期集中支援チームの機能向上 	<ul style="list-style-type: none"> 広報や加東ケーブルビジョン、ホームページなどを積極的に活用し、身近なかかりつけ医への早期受診や相談窓口の利用について広く周知を図る 認知症初期集中支援事業の対応力向上を図り、認知症状の改善に向けた支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口の周知とともに、物忘れ相談プログラムの結果や警察との連携により早期支援できるように訪問を行った。 認知症初期集中支援チームに関わることにより、必要な医療や介護サービスにつながるよう支援した。 	○	
		○地域における支援体制の強化	認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる地域共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座を実施するとともに、認知症サポーターと認知症の人やその家族の支援ニーズをつなげるチームオレンジの活動支援 ひとり外出見守り・SOSネットワークの連携体制がより実効性のある支援体制の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポーター養成講座を開催し、多世代への啓発とともに地域での見守り体制を強化した。 認知症サポーターと認知症の人やその家族の支援ニーズをつなげるチームオレンジの活動支援が課題。 ひとり外出見守り・SOSネットワーク登録の更新や関係機関との会議を開催した。 	○ ×	
		○認知症高齢者（若年性認知症を含む）とその家族の支援	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の診断を受け、適切な治療を開始できたとしても、心理面・生活面の早期からの支援が必要 支援関係機関、企業等労働関係、地域住民に対する若年性認知症 	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民が相互に情報共有、支援を促進する場としての物忘れ予防カフェの充実と普及を図る 受診や相談等の早期支援につながるような普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症カフェの開催支援を行った。 認知症の人の視点に立った認知症への社会の理解を深める普及啓発が課題。 	○ ×	
	2-4	4 多様な生活支援の充実（P93）	○生活支援体制の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者単身世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の人の増加に伴い、日常生活上の支援が必要な高齢者が増加する 	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターや協議体による地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の養成、資源の創出等を通じ、生活支援サービスの整備を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動や話し合いの場に参加し、課題やニーズ、地域資源の把握に努めた。 地域課題について関係課や関係機関との連携を図った。 物忘れ予防カフェの開催支援を行ったが、福祉施設での再開はできていない。 生活支援体制整備事業の活動の見える化の工夫が課題。 	○ △ ×
			○多様なサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域により生活環境が異なる 自分で生活することが困難な高齢者や生活を支援してくれる家族がいない高齢者が増加する 様々な生活支援の必要性の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活を支援する事業や社会参加を促進する事業を継続的に実施 移動支援や食を支えるサービス等に関するネットワークの構築や資源開発（生活支援体制整備事業と一体的に） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の生活を支援する事業や社会参加を促進する事業を継続して実施した。 福祉タクシー事業は申請受付の利便性を図りながら継続実施したが、地域公共交通ネットワーク形成の取組に連動させながら、事業のあり方を検討することが課題。 社会福祉協議会による福祉有償運送が開始された。 	○ △ ○
		5 在宅医療・介護連携の推進（P97）	○医療と介護の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 医療と介護ニーズを併せ持つ高齢者の増加が見込まれる 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築推進 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療と介護に関わる多職種の緊密な連携により、利用者からみて一体的なサービス・支援が提供されるような取組の充実 人生会議に関する地域住民への普及啓発の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 医療介護関係者向けの研修や連絡会を通して、多職種との連携構築に取り組み、連絡票の作成により医療介護関係者の情報共有の支援を行った。 在宅医療介護連携セミナーの開催や、人生会議の啓発用ポスターの作成、配布により、地域住民への普及啓発に取り組んだ。 	○ ○

②高齢者を地域で支える仕組みづくり（地域包括ケアシステムの推進）

基本 目標	施策の方向性	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価 ○△×
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)	
2-6	6 権利擁護の取組の充実（P98）	○高齢者虐待防止・支援ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待への迅速かつ適切な対応を図る ・早期発見・見守り、保健医療福祉サービスや関係機関の介入支援を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の対応窓口の周知徹底、関係者への虐待防止研修の実施、高齢者虐待防止法等についての周知 ・関係機関との連携協力体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・加東ケーブルビジョン、研修等を利用し、高齢者虐待に対する啓発を行った。 ・高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、関係機関との協力体制の強化を図った。 	○
		○成年後見制度の利用促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症等の理由により日常生活に必要な判断能力が不十分となった場合、適切なサービスや制度を選択し、利用契約を行うこと、日常的な金銭管理・財産管理などの 	<ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの活用や研修会の開催等により普及啓発を行うと共に、関係機関との連携協力体制の構築推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・機関誌や加東ケーブルビジョンにて啓発を行った。 	○
2-7	7 居住・生活環境の整備・充実（P100）	○高齢者にやさしい居住環境づくりの推進（人生いきいき住宅）	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修のニーズは今後も高い ・住宅改修の効果的かつ適正な利用に向けて相談や研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修に関する情報提供の充実と技術指導の実施 ・効果的かつ適正な事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者や居宅介護支援事業者に対して、住宅改修に関する研修を実施し、助言や指導を行った。 	○
		○安心して暮らせる居住の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域においてそれぞれの生活ニーズにあった住まいが提供され、生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されるために、保険、医療、介護等のサービスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいについて、利用状況の把握に努め、必要な人への相談支援と情報提供 ・多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、養護老人ホームや軽費老人ホームについても、必要な人への相談支援と情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士等の専門職との同行訪問により、効果的かつ適正な事業の実施に努めた。 ・令和3年度に開設されたサービス付き高齢者向け住宅について、利用状況の把握に努めた。 ・在宅生活が困難な方に、ニーズに合わせた施設等の情報を提供した。 	○
2-8	8 災害時・感染症対策の充実（P102）	○市民の防災意識の向上のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動のための地域における支援体制づくりや防災意識の向上のための取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者支援制度の周知や避難行動要支援者名簿情報の更新により、平常時から地域や関係機関との連携強化 ・地域住民や福祉の専門職、関係機関との協働で避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿情報の更新を年1回行い、地域や関係機関と平常時から情報共有した。 	○
		○介護事業所の避難確保計画の作成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練の実施が法改正により義務化 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水や土砂災害を想定した避難確保計画の作成及び訓練の実施支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル地区として、防災と福祉の連携等推進事業により、個別避難計画の作成等に取り組んだが、今後は、福祉専門職の協力体制の強化を図り市全体として取り組むことが課題。 	○
		○社会福祉施設との防災協定に基づく福祉避難所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の運営について、必要となる対策や対応等の取り決めの共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の運営について、必要となる対策や対応等をあらかじめ関係機関等と整理して共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所設置運営マニュアルの説明会や現状と課題をふまえた意見交換会を開催した。 ・福祉避難所の円滑な設置運営の準備を推進することが課題。 	○
		○感染症に対する備え	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所における災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施するとともに、関係部局と連携して、必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の研修等は実施しなかった。 ・感染症対策マニュアルや衛生用品を介護事業所へ配布し、簡易陰圧装置を導入する事業所への補助を実施した。 	×

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本目標	施策名	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価	
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)	○△×	
③ 介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）	3-1	1 介護サービス基盤の充実（P106）	○介護サービス基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・介護を必要とする人が適切なサービスを受けられる体制を整備する ・訪問看護や通所リハビリなど医療系の事業所が本市に少なく、多くの方が他市の事業所を利用されている ・リハビリテーションサービスの提供体制を構築する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用見込量に応じた供給量のバランスを見極めながら整備する ・地域密着型通所介護については、運営推進会議等を通して、介護サービスのみならず地域活動にも取り組むことでつながりを深め、地域に根付いたサービスとなるよう、助言をする ・訪問看護等の医療系サービスについては、市外の事業所とも連携を取るとともに、通所介護事業所における機能訓練等の質を上げるよう研修会の開催等の支援をする ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、参入直後の安定的な運営を支援するため、兵庫県と市が人件費を補助する 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存サービスの質の向上に取り組むため、ケアプランチェックを通じた点検を実施した。 ・引き続き事業所のサービス内容をチェックし、ケアプランと連動したサービスの質の向上を推進していく。 ・地域密着型サービスについては、コロナ禍により書面開催が多かったため、今後は、運営推進会議に参加し、地域とのつながりが深いサービスとなるよう推め、運営推進会議の場を通じて地域との交流や連携に繋がる機会を確保する必要がある。 ・集団指導を実施して事業所へ周知し、適切なサービス提供を行うよう指導した。 ・訪問看護等の医療系サービスについては、市外の事業所とも連携を取るとともに、通所介護事業所における機能訓練等の質を上げるよう研修会の開催を支援した。 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数は2つとなった。うち新規参入した1事業所に、定期巡回サービスの参入促進補助金（人件費補助）を交付した。 ・原油価格や物価の高騰に対し、中小企業の負担を軽減するための補助金の対象を介護保険事業所に拡大した。 	○
		○施設・居住系サービスの提供基盤の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームについては対象者が原則要介護3以上であり、軽度者の入所が困難な状況にある 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅サービスを組み合わせ、可能な限り在宅生活を継続できるよう支援する ・施設整備については、団塊の世代が75歳以上になる2025（令和7）年度を見据え、必要に応じて整備計画を見直していくなどの柔軟な対応を行う ・軽度な介護認定者や在宅生活が困難な方の受け皿として、サービス付高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの需要の把握に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅サービスを組み合わせ、可能な限り在宅生活を継続できるよう支援した。 ・特別養護老人ホームの待機者調査の結果、緊急度の高い待機者は一時に比べて減少している。 ・次期計画までに介護施設の需要を分析し、介護給付費とバランスを取りながら、実態に即した整備計画であるか見直しが必要である。 ・サービス付き高齢者向け住宅が新たに開設され、施設入所希望者の受け皿となっている。新たな施設については、継続的に適切なサービスが提供されるよう適宜指導を行う。 	○	

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本 目標	施策名	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)	○△×
	3-2 2 介護保険サービスの質の向上と適正利用の促進 (P111)	○介護支援専門員の資質・専門性の向上に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 専門職としての介護支援専門員の専門性の向上を図り、利用者の自立支援のための適切なケアプランの作成につなげる 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援に向けたケアプランに係る介護支援専門員の質の向上 総合事業対象者及び要支援認定者について、介護保険制度以外のサービスや事業を組み込んだケアプランの作成 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に介護支援専門員の研修を3回実施し、ケアプランの質の向上を図った。 利用者の自立支援のための適切なプラン作成ができるよう定期的に研修等を実施し、継続的に支援を行う必要がある。 	○
		○介護人材の確保に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケアシステムの構築に当たって、介護サービスや地域支援事業に携わる質の高い人材を、安定的に確保するための取組が重要 介護サービスの質を確保しながら必要なサービス提供が行えるよう、業務の効率化と質の向上に取り組む必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業所における職員の確保と人材の定着を目的に、新たに介護職員初任者研修を修了し、市内の事業所に勤務する方等に対し、研修受講料の一部の助成に取り組む 事業所に対して、業務効率化への支援やICT機器等の導入支援を行い、人材確保に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に要綱制定した、介護職員初任者研修の修了者に対する受講料の助成については、コロナ禍により研修が開催中止となるなどの影響を受け、予算を下回る実績となった。 慢性的な人材不足を解消するため、現在行っている介護職員初任者研修以外に、介護職員、介護支援専門員の研修等への助成を検討する必要がある。 	△

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本 目標	施策名	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価 ○△×
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)	
		○サービス評価 事業への取組	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が提供するサービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価を行い、事業者のサービスの質の向上を図るとともに、評価結果を公表することで利用者の適切なサービス選択を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> 市は、サービス事業者に引き続き自己評価及び外部評価を行うよう指導し、サービス事業者は情報の公開を行う 市は公表内容のチェックを行うとともに、利用者に対して評価制度の周知を行い、利用者が事業所のサービス内容を確認できるよう、公開情報の活用を進める 事業所は、評価結果について運営推進会議などで協議し、一層のサービスの質の向上に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開できていなかった事業所を指導し、全てのサービス事業所が情報公開システムに自己評価等を掲載できた。 市民への有効なサービス利用に係る周知方法を検討する必要がある。 	○
		○事業所運営指 導	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所における利用者の生活実態、サービスの提供状況、報酬基準の適合状況等を直接確認しながら事業者の気づきを促すなど、より良いケアの実現及び保険給付の適正化を図る必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付適正化システムを活用し、適正でない介護請求については過誤請求または報酬返還を求めていく 介護支援専門員への研修等によって、利用者の自立支援に資する適切なケアプランの作成を推進する 事業所における運営指導及び監査については、国・県主催の監査研修への参加に加え、県監査担当課や専門職と連携し担当職員のスキルアップに努める 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的実施する各事業所への運営指導に加えて、市内事業所を対象にした集団指導を実施した。 運営指導において事業者の請求の誤りを指摘し、過誤請求により保険給付の適正化を図った。また、人員基準の要件等について事業所へ再確認を促した。 	○
		○介護給付適正 化事業（ケアプ ラン点検等）	<ul style="list-style-type: none"> 介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が必要なサービスを、事業者が適切に提供するよう促す 適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築する 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修などの点検、給付情報からの点検、介護給付費通知の適正化主要5事業に取り組んでいる 介護報酬請求の適正化を継続して実施する 介護給付適正化システムを活用しケアプランのヒアリングを継続することで、適正なケアプランを立案することにより、介護報酬請求の適正化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 主要5事業をすべて実施した。 事業所の運営指導において、国保連合会の帳票や適正化システムを活用すると共に、それぞれの取組の質と量を上げる必要がある。 介護支援専門員を対象とした研修会を開催し、利用者の自立支援に資するケアプランの作成を促進する必要がある。 	○

③介護サービスの充実強化（介護保険制度の健全かつ円滑な運営）

基本 目標	施策名	具体的施策・事業	各事業実施状況及び課題と方向性			評価
			第8期課題	第8期方向性	第8期令和2年度～4年度具体的内容 (次年課題と方向性等)	○△×
	3-3 3 利用者が適切にサービスを選択できることへの支援（P120）	○介護サービスの積極的な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度は利用者の選択を通じてサービスの質の向上が進むことが期待されているため、介護サービスを公表し、利用者が選択できるよう情報提供する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度にかかるわかりやすいパンフレットを作成し市民に配布すると共に、ホームページを活用した情報提供を行う 市内の事業所の一覧を作成し、窓口で相談を受ける際の利用者への情報提供に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> 窓口相談の際にパンフレットやサービス事業所の一覧を配布し、介護サービスの利用方法や介護保険制度について説明を行った。 	○